

○中能登町創業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における創業を促進し町の産業の活性化を図るため、町内で事業所又は店舗（以下「事業所等」という。）を新設し創業する者に対し、予算の範囲内において中能登町創業支援補助金を交付することについて、中能登町補助金交付規則（平成17年中能登町規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始することまたは、事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、事業を開始することをいう。
- (2) 移住者 町内で創業をするために申請時点より遡って1年以内に転入したものをいう。ただし、転出者が再転入した場合において、その転出期間が2年を超えないときは除く。
- (3) 若者 申請時点で45歳以下のものをいう。
- (4) 新設 新築、購入又は賃貸等により、新しく事業所等を設置することをいう。
- (5) 営業開始 店舗の開店等、収入を得られる状態になることをいう。
- (6) 設備工事費 事務所等に設置され、移動ができない機器等の購入費及び取付費
- (7) 備品 取得価格が10万円以上であって、償却資産の申告をするものまたは、取得価格が10万円以下であるが事業に必要不可欠であり、複数の備品で一式として償却資産の申告をするものをいう。ただし、汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できない物については除く。
- (8) チラシ・ショップカード等 店名・業種・住所・連絡先・営業時間の記載があり、事業内容の紹介や誘客促進として通年で創業する事業の広報に活用できる紙媒体をいう。

(補助金の対象事業)

第3条 この補助金の対象事業は、商工業であって、創業により町内において新たに

事業所等を新設する事業とし、申請年度内に営業開始できる事業とする。ただし、創業により営む事業が次の各号に該当するときは、対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号 以下「風営法」という。）に基づく営業の許可又は届出を要する事業。ただし風営法第33条届出事業者は除く。
- (2) 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第11条に規定する特定連鎖化事業に加盟して行われる事業及びフランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業
- (3) 政治活動や宗教活動を目的とする事業
- (4) 経営内容が投機的と認められる事業
- (5) 他のものが行っていた事業を継承して行う事業
- (6) その他補助金の交付目的に則して適当でないと町長が認める事業

2 新設する事業所等には、看板を設置することとする。

3 補助金の申請者は、創業する事業に係るチラシ等を作成することとし、町長は、創業した事業について、作成されたチラシ等を公共施設へ設置又は町HPへ掲載するなどの方法により、広く周知するものとする。

（補助金の対象者）

第4条 補助金の対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 町内に住民票を有する者
- (2) 営業開始時点において被雇用者でない者
- (3) 法人を設立または個人事業主として創業する者
- (4) 申請時において税務署へ開業届が未提出であること。法人の場合は、法人登記前であること。
- (5) 中能登町商工会に加盟すること。
- (6) 産業競争力強化法（平成25年12月11日法律第98号）に基づき本町が策定した創業支援事業計画に定める特定創業支援事業による支援を受けた者であって、特定創業支援事業証明書の交付を受けていること。
- (7) 市町村税の滞納がないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第2項に規定する暴力団に関係しないこと。

(9) 遵守すべき関係法令等に違反していないこと。

(補助金の対象経費)

第5条 補助金の対象経費は、次の各号に掲げる要件を満たす創業に要する経費とする。

(1) 事業所等の新設に係る新築費、増改築費、設備工事費とし、自己の住居の用に供した部分ではないこと。住居兼事業所等の場合については、間仕切り等により物理的に住居の用途に供される部分と明確に区別された事業所等占有部分に係るものに限る。ただし、業種・業態等の理由により事業所等占有部分の区別ができない場合は、面積按分等の適切な方式で事業利用割合及び経費額の算出を行う。

(2) 店舗等の賃借料（最大12箇月分。ただし、敷金及び礼金を除く。）

(3) 備品の購入費（町長へ償却資産の申告をするものに限る。）

(4) 事業実施に必要と認める外構工事費

(5) 開業費（HP等立ち上げ費、広告宣伝費、研修費、資格取得費、権利取得費等）

(6) その他町長が適当と認める経費

2 前項各号に掲げる経費について、国、県、町その他団体から補助金の交付を受ける場合は、同項に掲げる経費から、国、県、町その他団体の補助金又は助成金の対象経費を控除するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表に定める額のとおりとし、300万円を限度とする。

2 町長が不適當と認める費用は、前項の対象となる経費から除くものとする。

(補助金の申請)

第7条 申請者は、営業開始予定日までに、中能登町創業支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 創業に伴う事業計画確認書（様式第2号）

(3) 補助対象経費に係る見積書

(4) 平面図など施工実施箇所や施工内容の分かる書類（第5条第1項第1号に規定する費用に係る申請がない場合は不要とする。）

(5) 市町村納税証明書

(6) その他町長が必要と認める書類

2 一の者につき1回限りの申請とする。

(補助金の決定通知)

第8条 町長は、前条の申請書の提出を受けた場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、要件に適合していると認めたときは、中能登町創業支援補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定に当たり条件を付することができる。

(申請内容の変更等)

第9条 決定通知書を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて変更しようとするとき、若しくは創業等を中止しようとするときは、あらかじめ中能登町創業支援補助金変更承認申請書（様式第4号。以下「変更申請書」という。）にその内容が確認できる必要書類を添え町長に提出し、変更又は中止について承認を受けなければならない。

(1) 申請書の内容に関わること。

(2) 第3条から第6条までに規定する補助金の交付の要件等に関わること。

(3) 決定通知書の交付の条件に抵触すること。

2 町長は、変更申請書を承認したときは、中能登町創業支援補助金変更承認決定通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、営業開始した日から3箇月以内若しくは当該年度末のいずれか早い日までに、中能登町創業支援補助金実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、第4号の書類にあっては、営業開始した日から1年以内を取得後すみやかに提出するものとする。

(1) 補助対象経費に係る領収書の写し

- (2) 完成写真（補助事業各1枚）、事業所等の外観写真及び設置した看板の写真
- (3) 創業する事業に係るチラシ・ショップカード等
- (4) 特定創業支援事業証明書の写し（営業開始した日から1年以内に取得後すみやかに提出する場合は、取得に係る誓約書（別紙）を提出するものとする。）
- (5) 住民票
- (6) 許認可を伴う業種にあっては、許可証の写し
- (7) 登記事項証明書の写し（法人登記を行った場合に限る。）
- (8) 税務署へ届け出た開業届出書の写し
- (9) その他町長が必要と認める書類
（事業状況報告）

第11条 補助金の交付を受けて創業した者は、営業開始日の翌年度末までに、中能登町創業支援補助金事業状況報告書（第2年度用）（様式第7号。以下「状況報告書（第2年度用）」という。）、営業開始日の翌々年度末までに、中能登町創業支援補助金事業状況報告書（第3年度用）（様式第8号。以下「状況報告書（第3年度用）」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度末の確定申告書又は決算書の控えの写し
- (2) 町長に提出した償却資産の申告書の控えの写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、実績報告書が提出された場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、要件に適合していると認めたときは、補助金の額を確定し、中能登町創業支援補助金交付確定通知書（様式第9号。以下「確定通知書」という。）により、交付決定者に通知するものとする。

（第2年度以降の補助金の額の確定）

第13条 町長は、状況報告書（第2年度用）又は状況報告書（第3年度用）が提出された場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、要件に適合していると認めたときは、補助金の額を確定し、中能登町創業支援補助金交付確定通知書（第2年度用）（様式第10号。以下「確定通知書（第2年度用）」という。）又は中能登町創業支援補助金交付確定通知書（第3年度用）（様式第11号。以下「確

定通知書（第3年度用）」という。）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 確定通知書を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、中能登町創業支援補助金交付請求書（様式第12号。以下「請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

（第2年度以降の補助金の請求）

第15条 確定通知書（第2年度用）又は確定通知書（第3年度用）を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、中能登町創業支援補助金交付請求書（第2年度用）（様式第13号。以下「請求書（第2年度用）」という。）又は中能登町創業支援補助金交付請求書（第3年度用）（様式第14号。以下「請求書（第3年度用）」という。）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付割合及び交付方法）

第16条 補助金の交付割合は、各号に掲げる額とする。

- (1) 営業開始の日に属する年度 補助金額の2分の1
- (2) 営業開始の日に属する年度の翌年度 補助金額の4分の1
- (3) 営業開始の日に属する年度の翌々年度 補助金額の4分の1

2 補助金の交付は口座振込みによるものとし、振込先は交付決定者名義の口座に限るものとする。

3 町長は、請求書、請求書（第2年度用）又は請求書（第3年度用）の提出を受けたときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第17条 町長は、補助金の交付を受けて創業した者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付されているときは、町長は、期限を定め、交付決定者にその全部又はその一部の返還を命じることができる。

- (1) 第3条及び第4条に掲げる要件に欠くこととなったとき。
- (2) 第10条第4号に規定する書類を営業開始した日から1年以内に提出できなかったとき。
- (3) 補助金交付期間内に事業の廃止をしたとき。

(4) 状況報告書の審査において、事業計画との著しい乖離が認められ、必要に応じて行う現地調査により営業実態が確認できないとき。

(5) 補助金交付期間内に補助事業者が町外へ転出又は事業所等を町外へ移転するとき。

(6) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、中能登町創業支援補助金交付取消通知書（様式第15号。以下「取消通知書」という。）により、交付決定者に通知するものとする。

3 町長は、前項の取消通知書を受けた者（同一世帯の者も含む。）から再度、申請書の提出があったときは、受理しないことができるものとする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この告示は、交付の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

2 この告示は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

補助金の額

	要件	補助上限 (基本額)	補助率	若者応援 加算	移住者応援加 算
第4条を 満たす者	申請時点で65歳 未満の者	250万円	対象経費の 3/4	補助上限(基 本額)に25 万円を加算	補助上限(基 本額)に25万 円を加算
	申請時点で65歳 以上の者	150万円	対象経費の 3/4		

